

# ○国税不服審判所事務分掌細則

〔昭和45. 5. 1  
国税不服審判所訓令特第1号〕  
最終改正 平18国税不服審判所訓令第3号

国税不服審判所事務分掌規則（昭和45年国税庁訓令特第4号）第6条から第8条までの規定に基づき、国税不服審判所事務分掌細則を次のように定める。

## 第一章 総 則

（この訓令の目的）

第1条 この訓令は、国税不服審判所事務分掌規則（昭和45年国税庁訓令特第4号）第6条から第8条までの規定に基づき、国税不服審判所の事務分掌の細目を定めることを目的とする。

## 第二章 国税不服審判所に共通して置かれる職

（係長）

第2条 国税不服審判所（支部を含む。以下同じ。）の各係に係長を置く。

2 係長は、命を受けて、係の所掌事務を整理する。

（主任）

第3条 国税不服審判所を通じて主任を置くことができる。

2 主任は、命を受けて、係の所掌事務について係長を補佐又は庶務を処理する。

## 第三章 本 部

（本部の管理室総務係の所掌事務）

第4条 本部（支部を除く国税不服審判所をいう。以下同じ。）の管理室の総務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国税不服審判所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国税不服審判所長の官印及び庁印を保管すること。
- 三 機密に関すること。
- 四 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 五 国税不服審判所職員証票その他の証票を管理すること。
- 六 公文書類の審査及び進達を行うこと（会計係及び管理第一係の所掌に属するものを除く。）。
- 七 文書の接受、発送、編集及び保存を行うこと。
- 八 国税不服審判所の保有する情報の公開に関すること。
- 九 国税不服審判所の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、本部の所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

（本部の管理室会計係の所掌事務）

第5条 本部の管理室の会計係は、経費、会計事務、物品の管理及び庁舎の取締りに関する事務をつかさどる。

(本部の管理室管理第一係の所掌事務)

第6条 本部の管理室の管理第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 審査請求に係る公文書類の審査及び進達を行なうこと。
- 二 国税不服審判所の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をし、並びにその実施に係る指導監督に関する事務を行うこと（管理第二係の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国税不服審判所の事務の処理に必要な一般資料の収集整理を行うこと。
- 四 審査請求に関する統計に関すること。

(本部の管理室管理第二係の所掌事務)

第7条 本部の管理室の管理第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 審査請求事件の調査及び審理に関する事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をし、並びにその実施に係る指導監督に関する事務を行うこと。
- 二 審査請求事件に関する記録の整理を行うこと。
- 三 国税不服審判所長を被告とする訴訟に関する事務を行うこと。

#### 第四章 支 部

(支部の管理課総務係、総務第一係及び総務第二係の所掌事務)

第8条 支部（東京国税不服審判所及び大阪国税不服審判所を除く。）の管理課の総務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所長（首席国税審判官をいう。以下同じ。）の官印を保管すること。
  - 二 機密に関すること。
  - 三 職員の任免、給与、服務その他の人事に関すること。
  - 四 公文書類の審査及び進達を行うこと（管理係の所掌に属するものを除く。）
  - 五 文書の接受、発送、編集及び保存を行うこと。
  - 六 経費、会計事務、物品の管理及び庁内の取締りに関すること。
  - 七 支部の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をすること（関東信越国税不服審判所及び名古屋国税不服審判所を除く。）。
  - 八 支部の事務の処理に必要な一般資料の収集整理を行うこと（関東信越国税不服審判所及び名古屋国税不服審判所を除く。）。
  - 九 支部において取り扱う審査請求に関する統計に関すること（関東信越国税不服審判所及び名古屋国税不服審判所を除く。）。
  - 十 支部の保有する情報公開に関すること。
  - 十一 支部の保有する個人情報の保護に関すること。
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、支部の所掌事務で他の所掌に属しないものを行うこと。
- 2 東京国税不服審判所及び大阪国税不服審判所の管理課の総務第一係は、次に掲げる事務（総務第二係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事務
  - 二 公文書類の審査及び進達を行うこと（管理係の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 前項第五号、第十号から第十二号に掲げる事務
- 3 東京国税不服審判所の管理課の総務第二係にあっては横浜支所に、大阪国税不服審判所の管理

課の総務第二係にあっては京都支所に派遣するものとし、それぞれ第一項第二号から第十一号までに掲げる事務のうち当該支所に係るものをつかさどる。

(支部の管理課会計係の所掌事務)

第9条 東京国税不服審判所及び大阪国税不服審判所の管理課の会計係は、経費、会計事務、物品の管理及び庁内の取締りに関する事務（総務第二係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(支部の管理課管理係の所掌事務)

第10条 関東信越国税不服審判所、東京国税不服審判所、名古屋国税不服審判所及び大阪国税不服審判所の管理課の管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 審査請求に係る公文書類の審査及び進達を行うこと。
- 二 支部の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をすること。
- 三 支部の事務の処理に必要な一般資料の収集整理を行うこと。
- 四 支部において取り扱う審査請求に関する統計にすること。

## 第五章 支 所

(支所において処理する審査請求事件の分掌範囲等)

第11条 支所においては、その分掌区域内に納税地を有する者に係る審査請求事件（税務署長がした処分でその処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの並びに国税局長及び税関長がした処分に係るものを除く。）を処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要があると認めるときは、支所において処理する審査請求事件の分掌範囲を変更することができる。
- 3 所長は、第8条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、支所（横浜支所及び京都支所を除く。）に、第8条第1項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち当該支所に係るものを行わせることができる。

## 附 則（抄）

この訓令は、平成18年7月10日から施行する。